

前金	部分払
有	一回

平成30年度住第2-4号
津市市営高洲住宅22-5号ほか3戸屋根塗装替等修繕

修繕場所	津市 高洲町 地内			
工 期	平成31年2月15日まで			
修繕概要	改修（屋根塗装改修） 塗装改修 ※上記に係る塗装修繕等 一式			
担当参事	市営住宅課長	担当副参事	担当主幹	担当
			検算者 照査責任者	設計者

名 称	数 量	単位	金 領	備 考
直接修繕費				
建築	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
修繕価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
修繕費	1	式		

建築 種目別内訳

2

建築 科目別内訳

3

建築 細目別内訳

5

建築 細目別内訳

6

建築 細目別内訳

7

高洲住宅22-5号、22-6号		塗装改修		改修		
名称	摘要要	数量	単位	単価	金額	備考
〈塗装〉						
高压水洗浄	加圧力10~15Mpa	93.6	m ²			
屋根塗装	下塗り（3回塗） 一液反応硬化型ポリウレタン樹脂シーラー [*] 上塗り（2回塗）	93.6	m ²			
	1液ケーブン可溶シリコン樹脂塗料					
SOP塗り (糸幅300mm以下) 改修仕様	木部 工程B種 下地調整RB種(塗替え面)	57.4	m			
E P塗り 改修仕様	けい酸カルシウム板面 工程B種(見上) 下地調整RB種(塗替え面)	34.4	m ²			
〈防水〉						
シリコン [*]	一般部 変成シリコン系(MS-2) 20×10	3.5	m			
〈金属〉						
棟包み	カーナリウム塗装鋼板 厚0.4mm 糸幅300mm	34.9	m			
棟巴	カーナリウム塗装鋼板 厚0.4mm	8	か所			
棟下地	人工木材 18×90 テンレスビス共	74.8	m			
〈といい〉						
軒どい	半丸 幅105	57.4	m			
豎樋	径60 繼手含む	21.2	m			
軒樋受金物	径105 カラー	92	個			
豎樋受金物	径60 カラー	18	個			
集水器	幅 105	8	個			
エルボ [*]	Φ60用	16	個			
〈発生材処理〉						

建築 細目別内訳

8

建築 科目別内訳

9

建築 中科目別内訳

10

建築 細目別内訳

12

高洲住宅22-7号、22-8号		塗装改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 價	金 領	備 考
〈塗装〉						
高压水洗浄	加圧力10~15Mpa	85.9	m ²			
屋根塗装	下塗り（3回塗） 一液反応硬化型ポリウレタン樹脂シーラー [*] 上塗り（2回塗）	85.9	m ²			
	1液ケーブン可溶シリコン樹脂塗料					
SOP塗り (糸幅300mm以下) 改修仕様	木部 工程B種 下地調整RB種(塗替え面)	57.4	m			
E P 塗り 改修仕様	けい酸カルシウム板面 工程B種(見上) 下地調整RB種(塗替え面)	34.4	m ²			
DP塗替え (糸幅300mm以下)	既設棟包み 3級程B種 下地調整RB種共	2.2	m			
〈防水〉						
シーリング*	一般部 変成シリコン系(MS-2) 20×10	3.3	m			
〈金属〉						
棟包み	カルバリウム塗装鋼板 厚0.4mm 糸幅300mm	32	m			
棟巴	カルバリウム塗装鋼板 厚0.4mm	8	か所			
棟下地	人工木材 18×90 テンレスビス共	69	m			
〈といい〉						
軒どい	半丸 幅105	57.4	m			
豎樋	径60 繰手含む	21.2	m			
軒樋受金物	径105 カラー	92	個			
豎樋受金物	径60 カラー	18	個			
集水器	幅 105	8	個			
エルボ*	Φ60用	16	個			

特記仕様書

【部分下請負通知書に関する事項】

受注者は、修繕の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付すること。

【現場の管理に関する事項】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、修繕現場内において、氏名、修繕名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。

なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。

【安全対策に関する事項】

修繕期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限にくい止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。

なお、大型車両が出入りするとき、または、修繕関係車両の出入りが頻繁になるときは、誘導員を配置して事故防止に努めること。

【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共修繕の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負代金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

【三重県産業廃棄物税に関する事項】

本修繕には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該修繕の発注者に対して支払い請求を行うこと。

なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

【施工体制台帳】

受注者は、修繕を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し、修繕現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

【完成報告書】

修繕完成報告書の提出部数は2部とする。

＜名札の例＞

写 真 2cm×3cm 程度	主任・監理技術者 氏 名 ○○ ○○ 工事名 ○○○○○工事 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会 社 ○○○○株式会社 印
----------------------	---

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 印は所属会社の社印とする。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに關し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに、所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに關し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を探ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。